

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43777

大正 25年 11月

極 秘

<p>1 大臣 2 次官 3 森 参事 4 同中大臣</p>	<p>参事長 参事 参事</p>	<p>下村 参事 参事 参事</p>
<p>外務大臣、下村参事、森参事、同中大臣</p>		
<p>44. 10. 1</p>		
<p>朱一長</p>		
<p>本10月1日午前11時約1時間に自り行な われた公認概要以下のとおり。(同席者森</p>		
<p>外務参事長、下村局長、北米参事、スチーブ 公使、ワグネル通訳官)</p>		
<p>1. 3322の文言</p>		
<p>大臣より未解決の(イ)才2項末文(別添1、日本側修正 案手交) (ロ)才3項 予て以上の関係部分(別添2、日本</p>		
<p>(適用の(イ)の)</p>		
<p>側修正案手交) (ハ)才6項 安保条約等(変更在り) の字句(本土並の最徹とて是非必要と強調) (ニ)才6項</p>		

27-1 ①在米大使(別添3) ②参事長(別添4) ③参事長

CONTEMPLATEの字句 (他の字句がよいと主張) (木)
第7項 核 (我が方案受諾方再要望) (ハ) 第8項

財政的側面 (案素右子と再確認) の諸点に關し
日側の考え方を明かにしたのを、次の如く話した。

(1) 第2項 末文

^(我が方修正案)
本項の突進的な意味については何ら変更はなく、左
側に考え方がこの案の隠影にあるので、字句を整

理にスッキリさせたいものがある旨説明した。米側は
強い難色を示し、大使は本項の修正案を公認する

例の案を記入してまとめたものがあった。従来の文法、
句、長句とつて CONTEMPLATE と ~~CONSIDER~~ (KEY SENTENCES
(其は2本)

であり、日側修正案は著しく二れを弱め、日側が
BACK AWAY した印象を予え、本國に報告するもの

準備があると述べて、^(本末文) 日公使ともども、第2項の結論と

この第3項のつながりとして最大の重要性をもち、
~~修正~~ 日米協定修正と称してはならない (句備若先限り

と) 本内閣府 ^{改訂} ~~修正~~ 案について 断定的な方針と注釈) 旨、
院詢した。 反覆

(2) 第3項の修正の理由

^{本内閣府修正案} 大臣の ^{変更の} 字句的表現の異なる旨 ^明 説き及ぶに付し 米
側は 本修正案は 米側の考案方にも合致しており

の点として 要請に 16) 題は ないと思ふ旨 述べた。
^{の修正案が米側の修正案} 本内閣府案 EXPRESSED THE STRONG HOPE とすことと 双方一致

(3) 第6項「変更なし」の字句

米側は 当方主張に対し 従事とおりの 不要論 (二
の字句 和文にも ^{変更} ないことと 自明の理ありこと、
^{要保集約字句}

また 合同委員会の決定等 まで 不変更との印象を 与へ
好ましくありこと) を 繰り述べたが、 当方 修正案

協議方式が何(修正)改正が本土と差別な(沖縄)に適用されたことか眼目なりと説明の上、大臣が

国内政治上と云しては本土並、~~翻訳~~明白にする必要があり、二の様な意味が読み出される文言~~あり~~
(24)

ありは必ずしも現在の字句と同語せず、右と云ふ「本土におけると同様に適用される」といつを表現す

べきと欲いと要望し、~~あり~~も尚問題点あり(分)を以て緊急検討(な)と述べた。

(4) 才6項 CONTEMPLATEの字句

(a) 大臣が先般の下田・三ツツ川氏談以後、二の案に因り総理大臣が直接強し訓命を遣つたこと

述べたのに対し、大臣が(5) CONTEMPLATEを「長官の FAVORITE WORD」である^(あり)英信の法律用語^(あり)

と~~い~~言書^{部分の表現として}る。二の~~あり~~は最適のものなる

こと、(b)上記下段、コンセン合致 以後本国は
何ら訓令に接してないので 断定的なことは言え

ないが、^{右合致を示唆した} NOT HINDER の文言は 如何にも積極的な
響きをもち、CONTEMPLATED は積極的な

感じを与えたこと、を説明した。

(b) 案より、その種々の協定方式について述べた

の加主服従であるが、同方式は本来制限的な
ものであり、^(CONTEMPLATED) ~~CONTEMPLATED~~ という語は ^{UPRIOR CONSENT}
を以て

という考え方に適合した表現であり、^{制限的な内容と見做す} 二の場面は不
適当であり、COMPATIBLE か DOES NOT

HINDER の方がよい旨説明、大任事として問題の
振出しに及んだ感があるか、要は双方の対局的

説明が大きい限り違ふことはないこととあり、と
述べた。

(5) 非核

(1) 米側が本問題は大統領が直々に検討する

まで何らコメント出来ず、待つばかりと述べた

が、大塚が日本側も苦心を苦心を重ね、米側
にとつての問題も十分に考慮に入れている

(特にWITHOUT PREJUDICE)

したもので、総理にとつても自分にとつてもFINANCIAL
である。どうにも代表が必要で、先般の如く

一、大統領は神龍の返還に際しては同地所在
の検査器がすでに撤去されることを保証した

というものであり、それにはこれは「現在の案の方が
米側にとつて選ばれるより」と強調し、^{ニフソ}大統領
側が二つを判断してはとるまで、と述べた。

(2) 米側は大塚の発言は一々うなずき、^{大塚}「^は非核

非核に苦心の跡がみえ、^{自分の非核はよければいい}同地所在の

^{日本側中の}「日本政府の政策」と非核の原則の

△ これに対し大臣は without prejudice 云々を指摘し
それ以上は何とも言えないのではないかと言った。

2

ことかと言われ、大臣が肯定した。大臣がこれに
極めて CATEGORICAL であると言った。

2. その他の問題

(1) 総理の一方的発言の時期

(公認総理内閣に) 大臣が本発言の時期は7月24日
どう言ったか、7月24日発表後、^{発言20%}残り内閣が

あると、外務公認の上困難を生ずると述べた。
対し、大臣は ~~正式に~~ 帰国後の臨時内閣
(~~正式に~~ 結束する可)。

冒頭の所信表明、~~正式に~~ 已有るか、瑞生中22日
発表直後記者会見等を利用して発言を行なう

こと一法と見做す旨述べた。

(2) 安保 ^{条約} 自然継続に付する自民党決定

大臣が 10月9日自民党本部12分會 - 議で

マクナソン上は徹夜に説明を予定と付言)を
根拠とし、^{732=4月}「文言に大體固形つある現在

日米ともに自民教育に力を入れ、双方の知識が
余り喰ひ違ふことか有らうと云はれてあると

述べた。(これは此大尾の秘密取り決めの
何とにも避けてゐるとコメント。)

(4) 日米関係の将来

(上記(1)(2)徹夜後)大尾のウレイトの戦争控
は日米の世界的台座の希望にツエ言ふの上、

戦争中の國務長官の演説で述べたとお
沖繩返還によら日本国民の対米信頼感の

増進を遂げたいと述べた増大し、日米新時代を
招来せしむるに日本がアジアの平和と安全に
余

寄する甚望が、おまへ上と云はるゝと云言

大任巧 米例も食(月に)之であるが、
沖繩(通商)交渉を(2)のものと
す。

右に ~~米例分譲~~ 自民党の中に之を
象徴する1975年(2)の
あり(注: 中官根幹を指す)
長官にも申上りたが、米例分譲
大任巧(注: 中官根幹を指す) 保利官
長官にも申上りたが、米例分譲
大任巧(注: 中官根幹を指す) 保利官
長官にも申上りたが、米例分譲

あり(注: 中官根幹を指す)、保利官
長官にも申上りたが、米例分譲
大任巧(注: 中官根幹を指す) 保利官
長官にも申上りたが、米例分譲

大任巧(注: 中官根幹を指す) 保利官
長官にも申上りたが、米例分譲
大任巧(注: 中官根幹を指す) 保利官
長官にも申上りたが、米例分譲

(5) 日米通商交渉

(名産品) 高橋 三三三
が得国 認識 維は米例に論議ありと

述べることに ^夏 慮 ^(左の) 示し、大平通産相
の 論議 米例を批判し、
は用いられたいとの印象を
GA 6 外務省

正しいかと疑問、大尾の如き通りでは、日有
 御とにても金力をつくしてはと答えた。(三の現
 在)

(研別途向見する)

3. 今後の進め方及び方針対策

(1) 大尾の今後 原則として毎週水曜日には
 大塚と定例会議を行なうと申し出。

大塚は承諾した。

(2) フォリス 12月には「愛知強業以後の情勢

を検討の上、232号の作成に切りかると
 共に、未解決の重要各語句類を討議

(た、どの程度を速める = と ~~は~~ は日米双方
 一致した。

極 秘
無 期 限
8 部の内
号

SECRET

国政一等用

- 1 - 大塚
- 2 - 米倉長
- 3 - 米倉
- 4 - 7910
- 5 - 米倉
- 6 - 米倉
- 7 - 米倉
- 8 - 米倉

別添
1

(Oct. 1, 1969)

On paragraph 2

Add the following sentence at the end of the paragraph:

The Prime Minister stated that he fully appreciated the assurance of the President.

極 秘
無 期 限
8 部の内
号

SECRET

国批	- 米用	5	米	多	可 行 二
1	大豆	6	米	多	
2	米	7	米	多	
3	米	8	米	多	
4	221L				

(Oct. 1, 1969)

Draft Communiqué: (On the Vietnam question)

In this connection, they agreed that, should peace in Vietnam not have been realized by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other in the light of the situation at that time so that reversion would be accomplished without affecting the U.S. efforts to assure the South Vietnamese people the opportunity to determine their own political future without outside interference.

ル

秘	極
無	期
8 部の内	
4 号	

7 米一長
8 案局長?

1 大正
2 改定
3 考案
4 考案
5 考案
6 考案

共同声明案（ヴェトナム関係部分）

昭和四四・九・三〇

總理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、沖繩の返還が南ヴェトナム人民に対し外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の勢力に影響を及ぼすことなく実現されるように、そのとき的情勢に照らして十分協議する。

秘密表示(未印)
極 秘
 無 期 限
 部の内
 号

能
三
直
領

部 数 指 示	発信用	執務用	備 考
主 信	/	0	/
付	29日待付 別紙各10頁		
原			

発 送 日 昭和44年10月3日
 処 理 日
 発 信 官 タイプ 新島

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北/第 1332号 公 信 日 付 昭和 昭和44年10月3日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米第一課長	起 案 昭和44年10月3日 起案者 千葉 電話番号 443
--	----------------------------------	-----------------------------------

協 議 先

受 信 者 在米下田大使 発 信 者 夏知大臣

写 送 付 先 (希望発送日) 9月2日

件 名 沖繩問題記録等送付

米北1才 1332号

昭和44年10月 3日

在米大使殿

外務大臣

沖縄問題記録等送付

10月1日、本大臣、マヤ-米大使会談記
録及び9月30日及び10月2日、東郷
アサカ局長、スナイ外-公使会談記録等
各1部別添送付す。

なお、上記の資料も外部に付し厳に
秘匿し、取り扱いには充分留意すべ
し。念のため。

付属添付

一般情報

10月1日付 No 225

要知

⑥ 大臣記者会見（10月1日マイヤー大使との会談後）
（大臣） 「本日11時からマイヤー大使を招いて会談を行なつた。同席者は米側はスナイダー公使、ウィットマン通訳、わが方からはモリ外務審議官、トウゴウ・アメリカ局長、チバ北米第一課長であつた。

今日の会談は、アイチ・ロジャーズ会談の補完的意味を持つものであつて同時にその継続である。ロジャーズ長官との合意に基いて先方のよることへの対応によつて更めてアイチ・マイヤー会談を東京で開くことになつたその第一回である。

従つてアイチ・ロジャーズ間で未だ合意までに至らないでいる問題の考え方について双方の合意を求めながら11月19日から21日まで予定されている両きよ頭会談直後に発出せられるべき共同声明の案文の作成にとりかかるとなつた。

また今後、当分の間、マイヤー大使と毎週一回（概ね今日と同時刻）定期会談を開くことに決定した。